

令和6年第1回臨時会

(2月8日招集)

山都町議会会議録

令和6年2月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○2月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第1号 山都町手数料条例の一部改正について	3
日程第5 議案第2号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	7
日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）	11
日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））	13
閉会	16

2 月 8 日 (木 曜 日)

令和6年2月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 令和6年2月8日午前10時15分招集
2. 令和6年2月8日午前10時15分開会
3. 令和6年2月8日午前11時16分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第1号 山都町手数料条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第2号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について
 - 日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）
 - 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

12番 工 藤 文 範

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長	植 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時15分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和6年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、矢仁田秀典君、7番、興侶誠君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、行政報告の申出があつております。これを許します。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） おはようございます。福祉課より、移動販売事業について事業の見通しが立ちましたので、行政報告をいたします。

移動販売事業につきましては、今年度の当初予算で事業費の議決をいただいた後、補助金交付要綱を整備し、令和5年4月1日より施行しています。

事業の目的として、高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な住民の買物の機会の確保及び地域の見守り活動を行う事業者に対し、車両の購入及びその他運営に要する経費の一部を補助するものです。

補助金額は、車両購入費として、1台につき上限300万円。町内に事業所を持つ事業所に限り、運営費を毎年度100万円を上限に交付いたします。

事業の周知については、ホームページに掲載するほか、JAについては、直接事業の周知を行

い、商工会においては、各種会議等において事業の可能性についてお尋ねを行っております。多数の間合せ等ありましたが、今年度は、株式会社ゆめマートが取り組むこととなり、11月に補助金の交付決定を行い、事業の調整を進めてきました。

事業の概要は資料に記載のとおりで、現在も詳細について調整を行っております。

株式会社ゆめマートは、県内で24店舗を運営している大手スーパーで、熊本市東区の新外店、県立大学の近くになります。新外店を移動販売の拠点とされる予定です。

包括連携協定では、移動販売だけでなく、災害時における生活物資の支援、各店舗における山都町の情報発信やイベントの開催、健康増進、食育に関する協力などを実施することを締結いたします。包括連携協定については、現在、企画政策課のほうで調整を行っております。

協定締結に先立ち、ゆめマートの数店舗において、本町の有機野菜の販売を開始しており、今後は取扱いの拡大を計画されております。今後のスケジュールとして、1月31日に移動販売車両が納車されており、2月下旬に包括連携協定の締結、2月から3月にかけて販売ルートの確認及び実証実験、2月27日に自治振興区代表者会議において周知、本格的な稼働は4月中旬頃になる予定です。

週6日6ルートを回る計画ですが、ルートは実証実験を基に調整をする予定です。周知については、ホームページや広報紙等で行います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

日程第4 議案第1号 山都町手数料条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第1号「山都町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） おはようございます。議案第1号について御説明をします。

議案第1号、山都町手数料条例の一部改正について。

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月8日提出、山都町長職務代理人、山都町副町長。

提案理由です。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本案は、戸籍法の改正に伴い、戸籍関係で新たな手続が設けられるため、それにかかる手数料を定めるものです。

手数料の金額は、総務省が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準じたもので、この適用は令和6年3月1日からを予定しています。

次のページをお願いします。

改正文は別表を改正するもので、改正条例の施行日は附則により令和6年3月1日としています。

資料に基づき、改正内容の御説明をします。8ページをお願いします。

まず、戸籍証明書、戸籍謄本、除籍証明書、除籍謄本の本籍地以外での交付、広域交付ができるようになります。なお、除籍とは、一つの戸籍の中から全員がいなくなり、閉鎖したものをいいます。

これまで、戸籍証明書、除籍証明書は、本籍地のみでしか交付ができず、必要な方はその市区町村窓口に出向くか、郵便での手続が必要でした。これが、本籍地と違う住所地や勤務先などの最寄りの市区町村窓口で交付ができるようになります。

例えば、本籍地が熊本市の方が山都町にお住まいの場合、これまでは熊本市の区役所でしか戸籍証明書、除籍証明書の交付が受けられませんでした。改正後、この方は山都町役場でこれらの交付を受けることができるようになります。料金は、戸籍証明書が1通450円、除籍証明書が1通750円と、広域交付も本籍地に係るものと同じ料金です。

次のページをお願いします。

戸籍電子証明書提供用識別符号と除籍電子証明書提供用識別符号の交付が導入されます。この符号とは、有効期限3か月のパスワードになります。また、提供用識別符号の交付方法は、書面とオンラインによるものがあります。

まず、戸籍電子証明書提供用識別符号は、書面の場合、1件400円で、オンラインにより発行の場合は無料です。また、戸籍証明書と同時に書面で提供用識別符号の交付を受ける場合は戸籍証明書の交付分1通450円は必要ですが、提供用識別符号の分は無料となります。

除籍証明書提供用識別符号も同じようになっており、書面の料金は1件700円です。この戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号の使い方について、前と重なる部分がありますが、御説明をします。次のページをお願いします。

戸籍電子証明書提供用識別符号の書面での交付の例です。申請者は役場に出向き、書面の提供用識別符号を申請し、1件400円で交付を受けます。そして、戸籍情報の提出が必要な国や県など、行政機関にこれを提出します。提供用識別符号の提出を受けた行政機関は、戸籍情報連携システムを通じてオンラインで戸籍の電磁的な記録、戸籍電子証明書を受け取ることでその内容を確認します。

次のページをお願いします。

提供用識別符号について、オンラインで手続をする場合の例です。申請者は、マイナンバーカードを使用してマイナンバーカード所有者の利用サイト、マイナポータルにおいて提供用識別符号を申請します。そして、この発行もマイナポータルを通じて行われ、この場合の料金は無料となります。

次に、申請者はオンラインでこの提供用識別符号を戸籍情報の確認が必要な行政機関に提出することで行政機関は前と同じように戸籍の電子証明書を受け取ります。つまり、一連の手続がオンラインでできるようになります。

次のページをお願いします。

提供用識別符号を書面で交付を受ける者の無料となる場合の例です。申請者が役場の窓口で戸籍証明書と同時にそれに対応した提供用識別符号の申請を行った場合、この交付に係る料金は戸籍証明書の料金1通450円は必要ですが、提供用識別符号の分は無料となります。以後は一つ目の例と同じです。また、除籍電子証明書提供用識別符号についても手続の流れは同じです。

戸籍と除籍の電子証明書提供用識別符号の導入については、例の二つ目で示したオンラインで一連の手続ができるようになることが大きな改正点です。ただし、このようなことができる各行政機関の手続とその開始時期は今後示されていく予定です。

次のページをお願いします。

戸籍関係の届書等情報内容証明書の交付と閲覧が新たに加わります。これは、法改正により、戸籍関係の届書、出生届や婚姻届などをスキャナーで読み取り、電子的な画像情報として作成できるようになることに伴うものです。改正後は届書等のスキャン画像を印刷しての交付ができるようになります。これを届書等情報内容証明書として交付の料金は1通350円です。また、届書等のスキャン画像を閲覧できるようになり、この料金は1件350円です。

説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） あんまり分かりませんでしたので。まず、除籍の捉え方ですけど、私、父が亡くなったときにいろんな戸籍の関係をのこしたんですけど、全員が戸籍がなくなるときって先ほど説明されましたが、特に亡くなったときの手続として、やっぱり父だけをたしか除籍したというふうに思うんですけど、亡くなったときのやり方とはどういうふうに関係があるのでしょうか。

パスワードをもらうのが戸籍電子証明書提供用識別番号というのをもらったら、今度からオンラインがしやすくなるっていう御説明だったのかなと思うんですけど、そういういろんなオンラインとかできにくい御高齢の方にとってはそれは必要ないものになるのか、それがなくても窓口に行って書面で書くことではできるのでしょうか。

すいません、2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。除籍とは、例えば亡くなったり、婚姻で戸籍から外れられてその本籍地筆頭者が示された戸籍から誰もいなくなったものを除籍といいますという説明をしたつもりでした。

それと、あの提供用識別符号については、もともとは戸籍謄本などを提出すれば手続が進みますので、オンラインが使えない方はこれまでどおりの手続をすればいいことになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、除籍の説明をされた方に、例えば御夫婦2人での戸籍があって、私の場合だったら父が亡くなりました。亡くなったことによって申請しますよね。でも母は残るわけですよね、その戸籍に。だから全員が誰もいなくなったっていう意味がよく分からないんですけど。亡くなったときに亡くなった人を戸籍から除くってということが除籍っていうことでいいですか。誰もいなくなるって意味がちょっとよく分からないんですけど。すいません、もう一度お願いします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。今の例では、お父さんとお母さんお二人がいらっしゃった戸籍があって、お父さんが亡くなられた。その戸籍はまだ除籍とは言わずに、お母さん1人がいらっしゃる戸籍となります。もし何らかの理由でお母さんも……、すいません、申し上げにくいんですが亡くなられたりしたら、お二人ともその戸籍には存在されないことになるので、それを除籍と呼びます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 戸籍関係の届書等の情報内容証明書のことなんですが、下のほうに書いてある届書等の閲覧ですけども、これまでは役場に例えば出生なり死亡なり婚姻、養子縁組届をしたらば、それを審査して受付をしました。そしたらそれは法務局の保管ということで法務局に移管をされます。その後、数年たったらば、また各町村に戻したりとかいう手続がこれまであったと思いますが、例えば私が生まれたときの出生届書等の閲覧ができるのかというお尋ねなんですが、届書の閲覧ですので、法改正後の受付に対してだけの届書の閲覧ができるのか。いつまでひるがえって届書の閲覧ができるのかというのをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。届書等をスキャナーで読み取り、電子的な画像情報として作成するようになるのは、法改正後3月1日からになります。それからの届書になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では、今年の3月1日以降に届出がありました。じゃあ、届書そのものは役場にも書面っていうか、届書は残るといことですか。これまでは法務局のほうに移管してましたよね、届書。例えば1か月後とかですね。婚姻の証明書が欲しいと、届書の閲覧が欲しいとなったときに、物がなければスキャンができませんが、スキャンするんですよね、届書を。物というか、届書の用紙が役場になればスキャンができませんが、全てを、届書があったのを一度スキャンして画像か何か収めてるということでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○**税務住民課長（高橋尚孝君）** お答えします。届書の提出があつて、受領してからまずスキャンをして画像情報を保存します。ですから、法務局に届書等が移管された後もシステムに届書等の画像情報が残ることになりますので、その後も証明ができるという仕組みに変わります。

以上です。

○**議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「山都町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について

○**議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第2号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○**総務課長（坂本靖也君）** それでは、議案第2号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。1目一般管理費は、3節職員手当等及び8節旅費において、能登半島地震に係る職員派遣に伴う時間外勤務手当72万円及び旅費139万8,000円を計上するものです。これは、1月1日に発生いたしました能登半島地震の被災地支援を行うために総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、熊本県対口支援チームとして、石川県輪島市に職員を派遣するものです。

本町からは、1月29日から2月6日まで、第2陣メンバーとして既に1名の派遣を行っており、今後、3名の職員を派遣予定であります。

支援業務といたしましては、住宅等被害認定調査、罹災証明交付業務などということでございます。

29目ふるさと寄附金事業費は、7節報償費、11節役務費及び12節委託料において、ふるさと寄附金が当初予算額1億5,000万円といたしておりましたが、2億8,000万円の増額を見込んで、補正後4億3,000万円とし、それぞれの事業費調整を行うものです。

次のページをお願いいたします。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費は、国の経済対策として、物価高騰の影響を受けている住民税均等割のみの課税世帯や低所得者の子育て世帯への加算としての給付金に関する経

費を計上するものです。

3節職員手当等から12節委託料は、それぞれ事業執行に伴う経費でございます。

次のページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金は、均等割のみの課税世帯655世帯に10万円の給付金6,550万円、低所得者の子育て世帯243世帯に5万円の加算金1,215万円を計上するものでございます。財源は全額国費でございます。

2款3項1目戸籍住民登録費は、12節委託料において、住民基本台帳システムが保有する氏名の振り仮名を戸籍附票システムと連携するための改修業務委託料248万6,000円を計上するものです。システム改修の補助対象が拡大されたことを受けて、事業費を増額して対応するもので、財源においては、補助対象額の増額に伴い、国庫補助金を391万7,000円増額するとともに、一般財源を143万1,000円減額するものです。

9款4項2目公民館費は、14節工事請負費において、馬見原公民館改修工事で屋根下地材の処分を行う必要が生じたため、60万円を増額するものです。

10款1項3目現年度林業施設災害復旧費では、林道松尾線の災害復旧において、査定後、重要変更協議が必要となったため、測量設計委託業務の増額分103万2,000円を計上するものです。

10款2項1目現年度公共土木施設災害復旧費では、12節委託料及び14節工事請負費において、査定結果を受けて、年度内着工分として測量設計委託料7,175万円と災害復旧費1億円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

12款2項11目ふるさと応援基金費では、24節積立金において寄附金増額を受け、事業充当分以外の9,342万2,000円を積み立てるものでございます。

13款予備費は、調整であります。

続きまして、歳入について説明しますので、8ページをお願いいたします。

12款地方交付税は、特別交付税の追加交付が見込まれるため、260万円計上するものです。

16款国庫支出金及び19款寄附金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略いたします。

20款繰入金は、予算調整により財政調整基金に繰り入れるものでございます。

23款町債は、事業費増額に伴い追加計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正です。今回、変更したものでございます。

表紙の次のページ、2ページをお願いいたします。

令和5年度、山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億7,700万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

令和6年2月8日提出、山都町長職務代理者です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 物価高騰支援の給付金はいつ頃給付というか、交付される予定でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。物価高騰の支援金につきましては、今回の議会で議決をいただいた後、システムの改修がありますので、その後、対象者の抽出を行います。その作業が3月いっぱいかかる予定になっております。4月に入ってすぐ給付の予定にしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） この今度の支援については、非課税世帯7万円をこないだされましたけれども、その非課税世帯ではないけれども均等割のみの課税対象者ということで御説明がありました。それは分かるんですけど、子ども世帯への子ども加算についてももう少し御説明いただきたいと思います。これは、だから均等割の方だけではなくて非課税世帯の方にもあるのか。それと、なぜ子ども全員にないのかということをお説明いただきたいと思います。

それと1人5万円ではなくて、世帯に5万円ということでしたっけ。それもお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。子ども加算につきましては、非課税世帯全員に給付という形になります。子ども1人当たり5万円の給付になります。

なぜ非課税世帯なのかというところですけども、これは国の経済対策の事業になりますので、低所得者救済の事業というところで非課税世帯が対象となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 子ども加算については、非課税世帯だけだというふうな御説明でしたが、だから数も令和5年均等割のみの方が655世帯と先ほど御説明されたので、非課税世帯が243世帯ということで理解しないといけないんだろうと思うんですけども、私のそういうことであれば勘違いかなと思いますが、ネット等で調べたときに均等割の方にも加算されるというふうに私は思ってたんですが、それは違いましたっけ。

それと、経済対策としての低所得者への対応だと言われましたけれども、やはり子ども世代、子ども子育てに支援をするということがある以上、私は全員にするべきではないかなと思うんです。国はこういうふうに出してきているけれども、以前、同じように子どもへの手当について最初はこういうふうに線を切られましたけれども、山都町としては町費から全員にということが後でなされたと記憶されています。そのようなお考えはないのか。やはり子どもが少なくなっている中、ここは頑張って町として支援するべきではないかなと思いますけれども、先ほど確認させていただいたかった1人当たり5万円というのは均等割の方にも適用されるんじゃないですかということと、全員にしてほしいという2点についてお考えをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。

子ども加算ですけれども、均等割の世帯の子ども1人当たり5万円も該当はいたします。その分も含めて243人になります。

それから、低所得世帯以外の子どもにも全員給付すべきかというところですが、給付に関しては現在のところは考えておりません。町独自の給付は考えておりません。ただし、次年度、国の物価高騰対策事業におきまして定額減税の事業がありまして、いわゆる所得がある世帯にも減税の支援というのがありますので、まずはその国の制度に沿って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 先ほど私のほうが提案理由の中で243世帯と言いましたが、243人の間違いでしたので訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 私はふるさと応援基金のことでちょっとお伺いいたします。

もちろん額が伸びてきたということでこの金額上乘せになっている。大変結構なことかと思うんですけれども、この内容については、何がポイントで伸びてきたのか。返礼品、何が伸びているのかとか、そこら辺の詳細をお知らせいただければというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） ふるさと応援寄附金の寄附額の増加の要因ということです。現在、昨日時点で調べましたところ、4億519万8,800円です。全トータルとしまして今年度今現在で2万573件の寄附金があります。

その中の要因の一つで、ポータルサイトに合わせた施策ということで、現在七つのポータルサイトへの掲載を行っておりますが、サイトごとに寄附者層の年齢層というようなものが異なるため、それぞれサイトに合った施策を委託業者と定例会を行いながら寄附額を伸ばしたのが一つの原因だと考えております。

それとやっぱり魅力的な返礼品のページということで、山都町のページを訪れた際に寄附者様

の返礼品に魅力が本当に伝わるようなページを心がけて今年度作成をしております。やっぱりそれをやっぱり山都町に何回か訪れた方、その感想の中にやっぱり山都町をどうにか応援したいという声が今年度たくさん寄せられたこともあり、やっぱり山都町の有機野菜だったり、山都町の自然を生かした体験ツアーなども今年度大きく伸ばした要因と考えております。

それと、また、レビューを集めたサイトの信頼性の向上とか、顧客満足度を向上するなどの効果があり、キャンペーンを実施しました楽天のショップのランキングでは、熊本県内でも15位、それと全国で377位と、過去最高の順位となっているのもこの要因と考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。

それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第4回山都町議会臨時会において議決された山都町総合体育館外構工事請負契約のうち、請負代金額1億4,597万円を1億4,981万4,037円に変更することとする。

令和6年2月8日提出、山都町長職務代理人、山都町副町長。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号、R5教生工第2号。

工事名、山都町総合体育館外構工事。

工事場所、山都町千滝地内。

当初契約年月日、令和5年7月11日。

財源内訳は、全体で変更後、1億4,981万4,037円、増額の384万4,037円、交付金変更後は7,105万円、増額の50万円、起債変更額変更後7,100万円、増額50万円、一般財源変更後776万4,037円、増額284万4,037円。

工事内容について御説明いたします。

総合体育館外構工事におきましては、令和5年7月14日から令和6年3月1日を工期として、現在、工事を進めているところでございます。変更数量の増減につきましては、次ページの資料2をおつけしておりますので、後で御覧いただけるようにお願いします。

最初の出来高予定としまして、駐車場一般128台分、当初129台から配置の関係で1台は減となっております。その他大型車10台分は変更ございません。土工につきまして、当初、掘削土工を7,062立米計画しておりましたが、発注段階では測量当時の地山線を参考に数量算出しておりましたが、発注後の起工測量を行った結果、この既存の地山線と国土交通省が最終的に高速道路残土処理を行った地山線とに相違がございましたので、出来高調整におきまして1万5,663立米に変更となったものです。

このほか主な工種としまして、排水溝の側溝工498メートル、暗渠工165メートル、合わせて630メートル、舗装工、アスファルト舗装工5,860平米、縁石工、境界ブロック等712メートル、区画線工1,301メートル、ブロック積工163平米。

契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、坂本猛。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4番の変更工事請負額から説明いたします。

変更増額384万4,037円、令和5年7月11日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年1月31日、発注者、山都町長職務代理人、山都町副町長。

受注者、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、坂本猛。

資料4は、位置図となっております。

資料5を御覧ください。

平面図の雨水排水図です。赤枠の外側にある一点鎖線内を建物外構工事を行っております。雨水排水数量変更を表示しております。左側にカーブ状の取付道路があります。これも今回の対象工事となっております。

資料6を御覧ください。

平面図、舗装・植栽図です。それぞれ朱書きで変更数量を表示しております。

資料7を御覧ください。

取付道路の掘削平面図です。内側の黄色枠内の掘削箇所を表示しております。

資料8を御覧ください。

ただいま説明しました取付道路の横断面図です。特に掘削量が多くなったところがございます。当初、黄色着色部分の掘削予定でしたが、着工前の測量で明らかになりました地山線に基づき、赤色部分も掘削の範囲となったものです。

資料9を御覧ください。

ちびっこ運動広場の造成工事ですが、青が切土範囲で赤が盛土範囲です。これについても起工測量に基づく断面変更によりまして土工数量等増減が発生しております。

資料10を御覧ください。

ちびっこ運動広場の横断面図です。緑が国土交通省の残土処分による盛土部分です。灰色が当初盛土の計画で、青色部分が変更切土、赤色部分は変更盛土となった部分です。

現在の状況を写真で撮っております。このような状況になっております。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第4号について説明いたします。

議案第4号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第4回山都町議会臨時会において議決された町道千滝長野線道路改良工事（第四期）請負契約のうち、請負代金額9,762万5,000円を1億373万7,382円に変更することとする。

令和6年2月8日提出。

山都町長職務代理人、山都町副町長、楢林力也。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事番号、教生工第4号。

工事名、町道千滝長野線道路改良工事（第四期）。

工事場所、山都町下市地内。

当初契約年月日、令和5年7月11日。

財源内訳は、全体で変更後1億373万7,382円、増額の611万2,382円、交付金変更額5,175万円、増減額ゼロ、起債変更後3,820万、増減額ゼロ、一般財源変更後1,378万7,382円、増額611万2,382円です。

本工事におきましては、令和5年7月14日から令和6年3月1日を工期として、現在、工事を進めているところです。

変更数量の増減につきましては、次ページの資料2に増減表をつけておりますので、後で御覧ください。

今回、変更数量の増額となります内容について説明いたします。

最終の工事出来高予定としまして、道路改良延長の305.3メートル、幅員7メートルは変更ありません。

土工につきましては、掘削、床掘3,713立米、路床置換え1,361立米につきましては、当初と変更ありません。のり面工393平米は、後の図面で説明しますが、新設道路に隣接する旧道路の残地におきまして、今後の維持管理を考慮してのり肩部の防草コンクリート10センチ厚270平米を追加しました。

排水溝の側溝工367メートルは変更ありません。ブロック積工372平米、出来高により11平米の減です。舗装工4,287平米は655平米ほど増えておりますが、新設道路に隣接します旧道路の待避舗装4センチ厚421平米と既存の畜協側から運動公園に下りてくる町道で舗道部のゴム舗装が劣化によりはげ出しておりまして、ゴム舗装をはいでアスファルト舗装3センチ厚の234平米を新設したいものです。

防護柵工、ガードレール延長208平米は7メートルの減、水道工事一式は変更ありません。

7、契約の相手方。上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4、変更工事請負額から変更増額の611万2,382円。

令和5年7月11日付で請負契約を締結した上記工事について上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年1月31日。

発注者、山都町長職務代理人、山都町副町長。

受注者、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料4は位置図です。

資料5を御覧ください。

全体施工区域の平面図です。先ほど説明しました赤色の部分が旧道路敷の残地部分でございます。この部分に待避舗装として防草コンクリートの施工を行います。

右端の赤色の細い部分が既存町道舗道部分の舗装のやり替えを行う部分です。

資料6を御覧ください。

横断図です。ナンバー24、ナンバー25付近の右側断面の赤線を表示しておりますが、旧町道を本線の高さに埋め上げて待避所として有効に活用したいものです。

資料7も横断図で、同様に断面を仕上げたいと存じます。

現在の道路の状況をお見せします。

ただいま送りましたのが、右側が体育館の部分で、大分道路が……。

以上のような状況でございます。以上です。失礼しました。

○議長（藤澤和生君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この前の第3号においては増額の方は交付金起債が該当いたしました。今回は一般財源のみの増額でございます。本来この工事のいわゆる増額今度する分は、本来この工事には関係ないということなんですよね。例えば旧道路のやり替えをしましたとか。ここに寄せなくてはいけなかったのかなとか、別件で道路ですから建設課かなんかからするとか、その手もあったかなと思いますが、その説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。先ほど議員が言われました補助外の工事、一般道路の維持工事でも出せることは考えたんですけど、一連の工事の作業の中で同業者にさせるということが適当ではないかということで、一連の工事の中でやっていただいているということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） ちょっと質問ですけれども、旧道を舗装するということは恐らく芝生広場を利用する際の駐車場等にも使っていいというようなお考えでしょうか。どういった趣旨でこういった舗装をするのか。私は駐車場になって大変いいんじゃないかなという気はしますが、

もし駐車場というようなことを考えておられるなら大体どのくらいの車が止まるかな、ちょっと概算でも、分かる範囲でいいですが教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。先ほど待避所として広く使うという道路の待避所ですけど、右側に体育館ができてあふれたとき、止められないときに左側も有効に使っていただきたいなというのも一つありますし、今後の維持管理も考えますとやっぱり段差で置くより埋め上げて有効に使ったほうがいいという判断でやっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 大体10台から20台の間、止められると思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和6年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時16分

令和6年2月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	山都町手数料条例の一部改正について	2月8日	原案可決
議案第2号	令和5年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	2月8日	原案可決
議案第3号	工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）	2月8日	原案可決
議案第4号	工事請負変更契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））	2月8日	原案可決

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
